

愛知県議会基本条例 (平成25年12月20日条例第57号)

目次

前文

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 議員の責務及び役割 (第3条—第10条)

第3章 議会の役割及び議会運営の原則 (第11条—第16条)

第4章 県民と議会との関係 (第17条—第22条)

第5章 知事等と議会との関係 (第23条—第25条)

第6章 議会改革の推進 (第26条)

第7章 議会事務局等 (第27条・第28条)

第8章 補則 (第29条・第30条)

附則

本県は、製造業を中心に世界に誇る産業集積地としての地位を確立する一方で、全国有数の農業産出額を誇るなど、活発な経済活動を展開することにより、我が国の経済の牽引役を果たすとともに、環境や文化等の分野においても新たな価値の創造と世界に向けた発信をしてきた。

地方分権の進展により地方自治を取り巻く環境が大きく変化する中で、引き続き、本県がこうした役割を果たしていくためには、議会は、自主性及び自立性を一層高めながら、県政の舵取りを行わなければならない。

このような中、議員には、その責務を認識し、必要な自己研鑽に努め、知事と独立対等な機関である議会の構成員として活発に議論するなど誇りを持ってその職責を果たすことが求められる。

また、議会は、県民の多様な意思を県政に反映する合議制の機関として、県民に開かれた運営に努め、十分な議論を尽くすとともに、議会活動について積極的に情報発信することにより、県民の議会への理解を深め、議会活動への県民の参加を推進する必要がある。

さらに、議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、知事等の事務の執行に対する監視及び評価の機能を強化し、地域の特性を生かした政策の立案及び提言に努める必要がある。一方で、知事等には、予算及び重要な政策について、議会に十分に説明を行うとともに、議会の意思を尊重することが求められる。

愛知県議会は、議会の基本理念を明らかにし、議会に関する基本的な事項を定めることにより、県民の負託に全力で応えるため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、愛知県議会（以下「議会」という。）の基本理念を明らかにし、議員の責務及び役割、議会の役割及び議会運営の原則、県民と議会との関係、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）と議会との関係等議会に関する基本的な事項を定めることにより、議会が県民の負託に応え、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の一翼を担い、県の意思決定を担う議事機関として、県民の多様な意思の調整を図り、これを県政に反映させるため、県民に開かれた運営に努め、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、その権能を最大限に発揮することにより、真の地方自治の確立を目指すものとする。

第2章 議員の責務及び役割

(議員の責務)

第3条 議員は、選挙によって選出された県民の代表として、その負託に応えるため、広く県政の課題及びこれに対する県民の意思を把握し、合議制の機関である議会の構成員として、議会活動を通じて県民の意思を県政に反映させる責務を有する。

(議員の役割)

第4条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる役割を担い、活動するものとする。

- (1) 本会議、委員会及び協議等の場（地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。）に出席し、審議等を行うこと。
- (2) 知事等の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 県政の課題について、必要な情報収集及び調査研究を行うこと。

- (4) 県政の課題に関し、政策の立案及び提言に努めること。
- (5) 県民との意見交換等により県民の意思を的確に把握すること。
- (6) 県政の課題及び議会活動について、県民に説明を行うこと。

(議員の能力向上)

第5条 議員は、審議、政策の立案等に必要な能力の向上を図るため、研修及び研究に積極的に取り組むなど、不断の自己研鑽^{さん}に努めるものとする。

(政務活動費)

第6条 会派及び議員は、別に条例で定めるところにより交付された政務活動費を、適正かつ有効に活用するとともに、その使途の透明性を確保しなければならない。

(政治倫理)

第7条 議員は、重大な使命とより高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、政治倫理の向上に努めるとともに、議員としてふさわしい品位及び識見を養わなければならない。

(議員の定数及び選挙区)

第8条 議員の定数及び選挙区は、県民の意思を県政に反映する機能を十分に発揮できるようにこれを定めるものとする。

(議員報酬)

第9条 議員報酬は、議員の責務及び役割に見合うものとなるようこれを定めるものとする。

(会派等)

第10条 議員は、議員の活動又は議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、県政の課題に関して、会派内における意見の集約及び会派間の意見の調整に努め、その結果を議会活動に反映させるものとする。
- 3 会派は、研修等の実施により所属する議員の活動を支援するとともに、県政の課

- 題に関する情報収集、調査研究並びに政策の立案及び提言に努めるものとする。
- 4 議員は、会派内において又は会派を超えて賛同する議員により、県政の特定の課題に関する調査研究を共同して行う団体（次項において「議員連盟等」という。）を結成することができる。
 - 5 議員連盟等は、その活動の成果を議会活動に反映させるよう努めるものとする。

第3章 議会の役割及び議会運営の原則

（議会の役割）

第11条 議会は、第2条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる役割を担い、活動するものとする。

- (1) 議事機関として、議決により県の意思決定を行うこと。
 - (2) 意見書、決議等により、国等に意見表明を行うこと。
 - (3) 知事等の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
 - (4) 県政に関する調査を行うこと。
 - (5) 県政の課題に関し、政策の立案及び提言を行うこと。
 - (6) 県政の課題及び審議等の内容について、県民に明らかにすること。
- 2 議会は、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事項の追加に関する制度を積極的に活用するものとする。

（議会運営の原則）

第12条 議会は、公平かつ公正で県民に開かれた運営を行うものとする。

- 2 議会は、合議制の機関として、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。
- 3 議会は、審議等の過程において、議員相互で活発な議論が行われるよう努めるものとする。

（委員会）

第13条 議会運営委員会は、前条に定める議会運営の原則にのっとり、議会運営が行われることに配意し、その機能を十分に発揮するよう運営するものとする。

- 2 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営するものとする。

3 特別委員会は、県政の課題に対応して必要がある場合に柔軟に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営するものとする。

(質問等の充実)

第14条 議員は、本会議及び委員会において、質問又は質疑を行うに当たっては、第3条の責務を自覚し、その内容の充実に努めるものとする。

2 議員は、前項の質問又は質疑を行うに当たっては、論点を明確にし、県民に分かりやすくするよう努めるものとする。

(調査機関の設置)

第15条 議会は、議会活動に関して必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査のための機関を置くことができる。

(他の地方公共団体の議会との連携)

第16条 議会は、その機能を強化し、議会活動を活性化するため、他の地方公共団体の議会と交流し、相互に連携を図るよう努めるものとする。

第4章 県民と議会との関係

(県民意思の県政への反映)

第17条 議会は、県民の意思を的確に把握し、県政に反映させるものとする。

(県民参加の推進)

第18条 議会は、本会議及び委員会における公聴会及び参考人の制度の活用を図るなど、県民の議会活動への参加を推進するものとする。

(県民への説明責任)

第19条 議会は、議会運営並びに政策の立案及び決定等に関し、県民に対して説明する責務を有する。

(委員会の公開)

第20条 議会は、県民に開かれた運営に資するため、委員会を原則として公開すると

ともに、県民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

(情報公開)

第 21 条 議会は、別に条例で定めるところにより議会に関する文書等の公開を行うとともに、議会活動に関する情報の提供に努めるものとする。

(広報広聴活動の充実)

第 22 条 議会は、多様な手段を活用し、広報広聴活動の充実を図るものとする。

第 5 章 知事等と議会との関係

(知事等との関係の基本原則)

第 23 条 議会は、二元代表制の下、議決権を有する機関として、執行権を有する知事等との機能の違いを認識し、互いの役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保ちながら、自らの機能を最大限に発揮し、共通の目標である県民福祉の向上及び県勢の発展に努めるものとする。

(監視及び評価)

第 24 条 議会は、知事等の事務の執行が適正、公平かつ効率的に行われているかどうかを監視するとともに、その成果及び効果について評価し、必要と認める場合には、知事等に対し、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

2 議会は、前項の監視の機能を強化するため、検査権、監査請求権、調査権等を積極的に活用するものとする。

(政策の立案及び提言)

第 25 条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、政策の立案及び知事等に対する建設的な政策の提言を積極的に行うものとする。

第 6 章 議会改革の推進

第 26 条 議会は、県民の負託に応えられるよう、議会改革に積極的かつ継続的に取り組むものとする。

第7章 議会事務局等

(議会事務局)

第27条 議会は、政策の立案及び提言等に関する議会の機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局に専門的知識を有する職員を配置するよう努めるとともに、職員の専門性を高めるために研修等必要な措置を講ずるものとする。

(議会図書室)

第28条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実強化に努めるものとする。

第8章 補則

(他の条例等との関係)

第29条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

(条例の見直し)

第30条 議会は、社会情勢の変化、県民の意見等を踏まえ、必要に応じて、この条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。